

富山空港供用規程

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十二条第一項の規定に基づき、富山空港供用規程を次のとおり定める。

第一章 富山空港が提供するサービスの内容

（運用時間等）

第一条 富山空港の運用時間は 14.5 時間（7:00～21:30）とする。ただし、定期便の遅延、空港の施設の建設工事等のため必要と認める場合は、空港の運用時間を変更することがある。

2 富山空港機能施設等の営業時間及び駐車場の営業時間については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

（富山空港の概要）

第二条 滑走路の長さ及び幅

滑走路の長さ 2, 0 0 0 m

滑走路の幅 4 5 m

2 単車輪荷重

4 3 トン

3 エプロン 6 バース

（中型ジェット機用 4 バース、小型ジェット機用 1 バース、
コンピューター機用 1 バース）

小型機エプロン 8 バース

（固定翼ジェット機用 3 バース、固定翼単発機用 2 バース、
回転翼用 3 バース）

4 I L S 構成機器

L O C（ローカライザー）、T-DME 一式

（富山空港が提供するサービスの内容に関する情報）

第三条 次に掲げる富山空港が提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容については常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

一 総合案内所、観光情報センターその他の富山空港が提供するサービスに係る施設に関する情報

二 空港管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の富山空港に関する情報

三 前二号に掲げるもののほか、富山空港が提供するサービスの内容に関する情報

(サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項)

第四条 富山空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、次に掲げるもののほか、富山県富山空港条例（昭和三十八年八月一日富山県条例第十九号）及び同施行規則（昭和三十八年八月十日富山県規則第三十七号）の定めるところによる。

- 一 正当な理由がなく、刃物、棒、小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下同じ。）その他の使用方法により他者に危害を加える又は混乱を招くおそれのある物を持ち込んで서는ならない。
- 二 知事の承認を受けずに小型無人機の飛行をさせてはならない。

附則

この富山空港供用規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この規程の一部を改訂し、平成 27 年 4 月 2 日から施行する。

附則

この規程の一部を改訂し、令和 2 年 9 月 23 日から施行する。

附則

この規程の一部を改訂し、令和 2 年 11 月 20 日から施行する。